

石川県産業振興指針検討委員会規約（案）

（目的）

第1条 本県を取り巻く社会・経済情勢の変化を踏まえ、新たな産業振興指針（以下「指針」という。）を策定するため、石川県産業振興指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項をつかさどる。

- (1) 指針の策定に当たり、重要事項等について建議すること。
- (2) その他指針の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、知事が就任を依頼する委員をもって構成する。

2 委員会は、石川県成長戦略会議規約第6条第1項第1号に定める強い産業づくり部会（以下「部会」という。）を兼ねるものとする。

（委員会）

第4条 委員会は、知事が招集する。

- 2 知事が必要と認める場合は、委員会に構成員以外の者を出席させ、意見を述べさせ、または説明を求めることができる。
- 3 委員会は、原則として、会議及び議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により、会議及び議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

（委員長）

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、部会の座長を兼務する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、石川県商工労働部産業政策課において行う。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和4年 月 日から施行する。

（失効）

2 この規約は、指針の策定をもってその効力を失う。